

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 18件

国民年金関係 8件

厚生年金関係 10件

近畿（京都）厚生年金 事案 14372

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年8月10日は26万2,000円、同年12月10日は25万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月10日

年金事務所からの照会文書により、A社（現在は、B社）から平成16年8月10日及び同年12月10日に支給された賞与の記録が抜けていることが分かった。

平成16年8月10日及び同年12月10日には26万2,000円の賞与が支給されており、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、当該期間に係る標準賞与額の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、事業主から申立期間①及び②に係る賞与の支払を受け、その賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、複数の同僚提出の賞与明細一覧から、A社は、平成16年10月1日の厚生年金保険料率改定前の料率に基づく保険料を同年12月の賞与から控除していたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準

賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の複数の同僚提出の賞与明細一覧及び申立人に係る源泉徴収簿を基に算出した保険料控除額により、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については26万2,000円、申立期間②に係る標準賞与額については25万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（京都）厚生年金 事案 14373

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を7万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 8 月 11 日

年金事務所からの照会文書により、A社に在籍し、同社からB社に派遣されていた期間のうち、申立期間に係る標準賞与額が記録されていないことが分かった。

申立期間の賞与に係る賞与明細書は保管していないが、当該期間に賞与が振り込まれたことが確認できる預金通帳の写しを提出するので、当該期間に係る標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び給与明細書（賞与）並びに申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額7万8,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14374

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和61年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年2月1日から同年4月1日まで
年金事務所からの照会文書により、A社のC業務及びD業務に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。
申立期間の前後で勤務場所及び業務内容に変化はなく、継続して勤務しており、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、商業登記簿の記録、複数の同僚の陳述及び同僚提出の支払明細書から、申立人が申立期間にA社及び同社の関連会社であるA社E事業所に継続して勤務し（昭和61年2月1日にA社からA社E事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、年金事務所の記録では、A社E事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和61年4月1日であり、申立期間は適用事業所ではないが、複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間には同社の関連会社であるA社において、引き続き被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当であ

る。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14375

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和41年5月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月25日から同年7月20日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことは知っていたが、何も証明できるものが無いので諦めていた。

しかし、申立期間当時の辞令書、手紙及び給与明細書が見付かった上、最近になって年金事務所から年金加入記録の確認を促す手紙が送られてきたので、申立てを行うこととした。

申立期間は、A社D工場（厚生年金保険の適用事業所名は、A社）から同社E支社（厚生年金保険の適用事業所名は、A社C支店）に所属が変わり、同社同支社に籍を置きながらF県の同社G工場に出張していた時期に当たるが、入社以降、退職するまで途切れることなく継続して勤務しており、当該期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の辞令書、手紙、給与明細書、雇用保険の加入記録、B社提出の人事記録並びに同社及び同僚の陳述等から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和41年5月25日にA社から同社C支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書において確

認できる保険料控除額から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、B社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（和歌山）厚生年金 事案 14376

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和41年9月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月26日から同年11月1日まで

私は、昭和38年3月にA社に入社し、平成12年5月まで勤務したが、同社D店から同社C支店に異動した申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が空白になっている。当該期間も継続して勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員名簿、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和41年9月26日にD店からC支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC支店における昭和41年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、C支店は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いものの、前述の同僚の陳述等により、申立期間当時、同支店は5人以上の従業員を使用していたことが認められることから、同支店は申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社

は保険料を納付したか否かについて不明と回答しているが、C支店は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14377

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月25日から同年8月1日まで

私の夫は、A社及びB社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録に空白が有るので、調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和34年8月1日にA社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14378

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月25日から同年8月1日まで

私の夫は、A社及びB社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録に空白が有るので、調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和34年8月1日にA社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（福井）国民年金 事案 6587

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年9月まで

私は自営業をしていたので、将来のためにと思い昭和36年頃に国民年金に加入し、A県B市（現在は、A県C市）の市役所又はDセンターのどちらかに現金を持参し、国民年金保険料を納付していた。弟が国民年金に加入してからは、弟の保険料も私の保険料と一緒に納付していた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年頃に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は41年12月に申立人の妻と連番で払い出されていることが確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人に係る国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和41年12月頃に行われたものと推認され、申立期間は、この手続が行われるまでは国民年金の未加入期間であり、申立期間当時において、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（以下「特殊台帳」という。）を見ると、昭和42年2月1日に、申立期間直後に当たる39年10月から41年3月までの1年6か月の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認でき、当該納付日の時点で、申立期間については時効により保険料を納付することはできない。

加えて、申立人の弟に係るB市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳を見ると、昭和50年12月25日に、申立期間の大半と重複する36年11月から40

年3月までの3年5か月の国民年金保険料が特例納付されていることが確認でき、申立人が主張する納付状況と異なる。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から46年3月まで

私は、昭和45年7月頃にA県B市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その際に、遡及して国民年金保険料を納付することができると言われたので、満額の年金をもらいたいと思い、私だけ遡及して保険料を納付することにした。

加入後の国民年金保険料は、夫婦二人分と私の遡及した分を含めて1,000円ぐらいずつ毎月市役所のC業務課に持参し、3年間ぐらい納付した。市の窓口で保険料を納付すると、職員の方が市の帳簿と私の年金手帳の双方に押印してくれた。

私は、申立期間の国民年金保険料を間違いなく納付したので、未納の記録を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年7月頃に国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は46年9月21日に夫婦連番で払い出されており、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は同年9月頃と推認され、申立内容と符合しない上、当該時点において、申立期間のうち、44年6月以前の期間は、時効により特例納付制度以外に国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、加入手続以降、夫婦二人分と申立人自身の遡及した期間の国民年金保険料を含め3年間ぐらい、毎月市役所で納付したとしているが、上記加入手続を行ったと推認される昭和46年9月は第1回特例納付制度の実施期間中ではあるものの、当該制度は年金受給権確保の観点から実施された

制度であり、加入手続時点において 25 歳であった申立人は当該制度の勧奨対象外であったと考えられる。

さらに、申立人は、加入後の夫婦二人分の国民年金保険料と申立人自身の遡及した期間の保険料を合わせて 1,000 円程度を市の年金課の窓口で毎月納付したとしているが、当該主張する保険料額は、上記の加入手続時点における実際の保険料額とは異なっている上、特例納付保険料及び過年度保険料は市の窓口では収納できず、申立内容と符合しない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から平成2年6月までの期間、3年1月及び4年5月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年12月から平成2年6月まで
② 平成3年1月
③ 平成4年5月から5年3月まで

私は、昭和45年9月にA社を退職後、B県C市D区役所に出向いて夫婦の国民年金の加入手続を行い、その後勤務したE社を55年1月に退職後、F社の関係の仕事をしていたときに、同僚から「会社は厚生年金保険に加入してくれていない。」と言われたので、時期ははっきり覚えていないが、同区役所に出向いて国民年金の再加入手続を行った。

また、平成2年11月頃にG社を開設後しばらくしてから、社長は厚生年金保険に加入できないと聞き、国民年金の再加入手続を行ったことも覚えている。

私は、国民年金保険料の納付に関与していないが、亡くなった妻がきっちり納付してくれていたはずである。

申立期間①から③までの国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から③までについて、厚生年金保険に加入していた会社を退職するたびに、国民年金の加入手続を行い、申立人の妻が国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年10月11日にC市D区において夫婦連番で払い出されているところ、オンライン記録によると、当該

期間に係る国民年金被保険者資格の取得日及び喪失日は平成13年11月20日に入力されていることから、同日までは国民年金の未加入期間である上、当該入力時点において、当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと推認できる。

また、申立期間③について、C市D区の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、平成4年5月1日付け国民年金被保険者資格の取得届を同年12月8日に行っていることが確認でき、当該加入手続時点において、当該期間の国民年金保険料は、現年度納付することが可能であるが、申立人に係る同市同区の国民年金保険料収滞納一覧表によると、当該期間は未納とされている上、オンライン記録によると、申立人は、5か月後の5年5月31日に、当該期間直後の同年4月から6年3月までの保険料の免除申請手続きを行っていることが確認できることから、申立期間③に係る保険料の納付が困難であった事情がうかがえる。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、また、申立人の保険料の納付を担っていたとする申立人の妻は既に他界しており、保険料の納付状況等は不明である。

加えて、上記とは別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより当時の住所地における縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間は3期間合わせて8年7か月に及んでおり、国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が3回とも、また、長期間にわたって繰り返されたとも考え難く、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から6年3月まで

私は、婚姻後の平成9年頃に国民年金の通知が届いたため、A県B市役所に出向いたところ、男性職員から、「学生であった期間の国民年金保険料を納付しないと、将来年金が受け取れなくなる。」旨説明を受け、その場で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、後日、B市役所から送付のあった納付書を用いて、約2年分の保険料として20万円ぐらいの金額をまとめて納付したはずである。

納付場所などの詳細については覚えていないが、元夫に相談し、納付を勧められたことを覚えているので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後の平成9年頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張している。

しかしながら、オンライン記録を見ると、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月1日時点で加入していた厚生年金保険被保険者記号番号により、同日付けで付番されており、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得日及び喪失日は、同年10月28日に入力されていることから、同日まで当該期間は国民年金の未加入期間であり、当該入力時点において、当該期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「B市役所から送付のあった納付書を用いて、約2年分の保険料として20万円ぐらいの金額をまとめて納付した。」旨陳述しているものの、納付場所及び納付書の様式等の具

体的な記憶は無いとしており、申立人から当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降であり、基礎年金番号に基づき、国民年金に係る事務処理が電算化され、記録管理の強化が図られていることから、記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

加えて、申立期間は平成9年1月に基礎年金番号制度が導入される前の期間であり、当該期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から11年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から11年11月まで

私は、平成5年12月に会社を退職後、6年2月から同年4月までの間にA県B市役所（現在は、C市役所）で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、B市では私が送付されてきた納付書により、毎月又は2か月ないし3か月ごとに金融機関等で納付していた。

平成9年にD県E市へ転居してからも納付書を見た記憶があるので、B市のときと同様に国民年金保険料を納付しているはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成6年2月から同年4月までの間にB市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を開始した。」と申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者の記録は、申立人が現在所持する年金手帳に記載の基礎年金番号によって管理されているところ、当該基礎年金番号は、平成11年12月14日に申立人がF社で厚生年金保険に加入したことに伴い付番されており、当該国民年金被保険者の記録は、申立人が同社を退職した後の12年12月7日に入力されたことが確認できることから、当該被保険者資格の記録の入力時点まで、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできず、当該入力時点において、申立期間の大部分の保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人が、平成6年2月から同年4月までの間に、B市役所において国民年金の加入手続を行った場合、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されることになるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申

立人に手帳記号番号及び別の基礎年金番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人は、同市において国民年金の加入手続を行った際の年金手帳について、「もらった記憶が無い。」旨陳述している。

さらに、申立期間は5年11か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難く、申立人から当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から52年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から52年11月まで

私は、昭和47年3月末日にA社を退職し、翌日からB社で勤務することになった。

B社では年金に詳しい社長から、「法人化すれば厚生年金保険になるので、それまでは個人で国民年金に加入するように。」と言われ、そのことを自宅で母に話すと、「国民年金保険料は、C組織が集金している。」とのことであった。当時、「なぜC組織が集金しているのか。大丈夫だろうか。」とも思ったが、毎月の給料を母に渡していたので、母が私の保険料をC組織の集金人に納付していたと思う。

また、昭和49年2月に結婚してからは、給料を当時の妻に渡していたので、その妻は国民年金保険料を母に渡し、母が納付していたと思う。

その後、B社が法人化し、昭和52年12月に厚生年金保険に加入する際も、私から母へ「来月からは、会社で厚生年金保険に加入するから。」と言った記憶もある。

今回の申立てに先立って、数回、年金事務所を訪ね、申立期間当時の台帳のようなものが残っていないか尋ねたが、その都度、「台帳は無い。」と強く言われ、領収書及び国民年金保険料を納付した証拠のようなものを持っていないかと聞かれた。納付したのは間違いないのに、申立期間が国民年金の未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和47年3月末日に会社を退職し、翌月分の国民年金保険料から納付を開始した。」と申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号の付番年月

日は平成9年6月16日であり、申立期間に係る昭和47年4月1日付け国民年金被保険者の資格取得日の入力日及び平成7年5月から同年7月までの国民年金保険料の納付日などから、申立人に係る国民年金の加入手続は、9年6月頃に行われたことが推認され、申立人は当該加入手続が行われるまでは、国民年金に未加入であり、申立期間当時、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、「私の国民年金保険料は母がC組織の集金人に納付していた。国民年金の加入手続及び年金手帳の受領については覚えていない。」と陳述しており、保険料納付に直接関与していないことから、国民年金の加入手続及び保険料納付についての具体的な状況は不明である上、オンライン記録において、保険料納付を担っていたとする申立人の母親は、昭和50年2月3日に国民年金に任意加入するまでは未加入であり、申立人の当時の妻も、申立期間のうち、婚姻した49年2月以降の期間は全て未加入となっていることが確認できる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対し国民年金手帳記号番号の払出しが必要となるところ、申立人の当時の住所地であるD県E市における国民年金手帳記号番号払出簿において、申立期間当時の約1万2,000件の手帳記号番号を視認により縦覧調査したが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（兵庫）国民年金 事案 6593（兵庫国民年金事案 2525 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月、45年10月、48年10月から50年7月までの期間、54年7月から59年12月までの期間及び61年1月から63年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月
② 昭和45年10月
③ 昭和48年10月から50年7月まで
④ 昭和54年7月から59年12月まで
⑤ 昭和61年1月から63年12月まで

申立期間①及び②について、私は、昭和44年3月に会社を退職した後、兄の仕事を手伝っており、申立期間に係る国民年金の加入手続は兄が行い、同年3月から45年10月までの国民年金保険料については、給料から引かれ、兄が納付してくれていた。

申立期間④及び⑤について、昭和54年7月に会社を退職した後は、元妻が加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、A県B市に転居した62年7月以降については、転居前にC資金が入ったので、そのお金で私が納付したと思う。

以上のことを年金記録確認兵庫地方第三者委員会(当時。以下「兵庫委員会」という。)に申し立てたが、認められない旨の通知があった。

しかし、申立期間①については国民年金保険料が未納とされていることに、申立期間②、④及び⑤については未加入とされていることに納得できない。

また、申立期間③については、自営業を営んでいた期間であり、元妻が国民年金の加入手続を行い、自宅に来るA県D市の集金人に国民年金保険料を納付してくれていたため、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、④及び⑤に係る申立てについては、i) 申立期間①につい

て、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の加入状況から、婚姻後の昭和45年1月頃に、D市において夫婦連番で払い出されていることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、手帳記号番号の払出し時点では、申立期間は過年度納付が可能であるものの、同市の国民年金被保険者台帳において未納と記録されている上、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立期間を過年度納付した記録は見当たらないこと、ii) 申立期間②、④及び⑤について、同市の国民年金被保険者台帳及び特殊台帳のいずれにおいても、同年10月27日付けで、国民年金被保険者資格を喪失していることが確認でき、以降、当該期間に係る資格の記録は見当たらないことから、当該期間は、国民年金に未加入の期間であり、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられること、iii) 申立人、その兄及び申立人の元妻が申立期間①、②、④及び⑤の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に兵庫委員会の決定に基づき、平成23年7月25日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、申立期間①については国民年金保険料が未納とされていることに、申立期間②、④及び⑤並びに新たに申し立てた申立期間③については、未加入とされていることに納付できないとして申し立てている。

しかしながら、申立期間①、②、④及び⑤について、申立人は、その兄又は元妻が申立人に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を行ったと陳述するのみで、納付方法及び納付金額等の具体的な陳述は得られず、当時の状況は不明である上、申立人から自らの主張を裏付ける新たな資料等の提出も無く、兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

また、申立期間③について、上述のとおり、D市の国民年金被保険者台帳及び特殊台帳によると、申立人は昭和45年10月27日付けで国民年金被保険者資格を喪失しており、それ以降の資格取得の記録は見当たらず、同日以降は国民年金の未加入期間であり、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人及びその元妻が申立期間③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（兵庫）国民年金 事案 6594（兵庫国民年金事案 3196 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から55年3月まで

私は、前回、年金記録確認兵庫地方第三者委員会（当時。以下「兵庫委員会」という。）に申し立てたところ、一部の期間は国民年金保険料の納付期間として認められたが、今回の申立期間については納付が認められなかった。

しかし、申立期間の国民年金保険料について、集金人に夫婦二人分の保険料を納付しており、集金人が、長年にわたり妻の保険料のみを集金し、私の保険料を集金しなかったとは考えられない。

また、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの期間について、当時は経済的な余裕があったので、免除申請などは行っていない。

私は、国及び市において私の納付記録が無い申立期間について、年金記録がなくなったと考えている。このことについて、A年金事務所は、私が国民年金保険料の領収証書を所持していたことから、年金記録管理に不備があったことを認めた文書を発行しているので、再審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人に係るB県C市の国民年金被保険者名簿及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間の国民年金保険料が納付された記録は見当たらないところ、同市及び日本年金機構によると、当時における同市からD社会保険事務所（当時）に対する保険料の収納の報告は、年度を単位として、翌年度には報告していたとしており、同市及び社会保険庁（当時）のいずれにおいても、納付記録が複数年度にわたり欠落するとは考え難いこと、ii) 上記特殊台帳によると、昭和54年度及び55年度の摘要欄には、保険料の催告を行ったことを示す「催」

の押印が確認できるところ、申立人は、当該期間直後の昭和 55 年 4 月から同年 9 月までの保険料を過年度納付している上、同市の国民年金保険料収滞納一覧表によると、申立人及びその妻の同年 4 月から 61 年 3 月までの保険料の納付日は、全て同一日（月）でないことが確認できることから、夫婦二人分の保険料を集金人に一緒に納付したとする申立人の主張と相違すること、iii) 申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に兵庫委員会の決定に基づき、平成 25 年 1 月 28 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、A 年金事務所が平成 25 年 8 月 20 日に発行した文書を提出し、同年金事務所が申立人の年金記録の管理に不備があったことを認めており、申立期間についても同様と考えられることから、再審議してほしいと申し立てている。

しかしながら、申立人が提出した A 年金事務所が発行した文書を見ると、申立人が国民年金保険料の領収証書を所持していた昭和 48 年 7 月から同年 12 月までの保険料の納付については、当時の社会保険事務所等の年金記録管理に不備があり、記録が欠落した旨の記載はあるものの、申立期間の保険料の納付をうかがわせる記載は見当たらず、兵庫委員会において当該事情を踏まえて総合的に判断し、申立期間の年金記録の訂正は必要でないとした判断を変更すべき資料とみることができないことから、当該文書をもって昭和 48 年度以外の年度においても年金記録管理に不備があったとまでは認め難く、申立期間の保険料の納付があったと推認するのは困難である。

また、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をうかがわせる新たな陳述を得ることができない上、そのほかに兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等も見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿(大阪)厚生年金 事案 14379 (大阪厚生年金事案 12705 及び 13324 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 20 日から 55 年 10 月 1 日まで

年金記録確認大阪地方第三者委員会(当時)への2度の申立てについては、記録の訂正ができない旨の通知を受けたが、A社の元事業主の妻にもう一度私のことをしっかり聞くとともに、申立期間当時の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを知っている知人がいるので、この者にも当時の事情を聞いてほしい。

なお、病院の名前ははっきりしないが、申立期間に健康保険被保険者証を使って医者に行ったことをかすかに覚えている。

また、私はA社において正社員であったので、給与は日給ではなく月給であり、毎月、厚生年金保険料を控除されていた。

申立期間のうち11か月間はB県で仕事をするためにA社を一時離れており、給料が支払われていなかったが、この期間も籍は同社に置いたままだったことに加え、それ以外の期間には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、C組織保管のA社に係る従業員名簿及び複数の同僚の陳述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できるが、i) 同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿の記録において既に解散していること、ii) 元事業主は既に死亡しており、同人の妻及び申立人が名前を挙げた複数の同僚からも、申立人の申立期間における保険料控除について確認できる具体的な陳述が得られないこと、iii) 同僚が同社における厚生年金保険の加入については希望制であった旨陳述していること、iv) 申立人が同質の業務に従事していたと記

憶する同僚についても、同社における厚生年金保険の加入記録が見当たらないこと、v) 前述の従業員名簿における同社の従業員数と、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者数が乖離^{かいり}していること、vi) 申立人提出の元事業主名による証明書からは、申立人の具体的な勤務期間、報酬月額及び保険料控除額を確認することができないことなどを理由として、既に年金記録確認大阪地方第三者委員会の決定に基づき、平成23年11月18日付け及び24年6月22日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、これまでの年金記録確認大阪地方第三者委員会の決定に納得できないとして、申立期間について再度申し立てているが、申立人から新たな資料等の提出は無く、元事業主の妻及び申立人が申立期間当時の事情を知っているとする知人からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除がうかがえる陳述は得られなかった。

また、申立人は申立期間に健康保険被保険者証を使った記憶があると主張しているが、医療機関名及び受診年月日は不明としており、該当する医療機関を特定することができないことから、申立期間当時における申立人の健康保険の加入状況について確認することができない。

このほかに、年金記録確認大阪地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14380

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月3日から34年3月26日まで
数年前に、年金事務所から「脱退手当金に関するお知らせ」が届いたので年金事務所に相談に行ったところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る脱退手当金が支払われている旨の説明を受けた。
当時は、事業主との関係を悪化させるのではと思い、申立てを行わなかったが、脱退手当金を受給した覚えは無いので、今回申立てをすることにした。
申立期間について、年金事務所の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないと申し立てている。

しかしながら、申立期間に係る脱退手当金は、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約4か月後の昭和34年8月1日に支給決定されている上、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人とほぼ同時期(昭和32年10月1日から36年3月1日まで)に脱退手当金の受給要件を満たし被保険者資格を喪失した女性10人のうち7人に脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれの者もそれぞれの資格喪失日から約6か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われていた可能性がうかがえる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と当該未請求期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な支給記録であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月頃から 46 年 6 月頃までの期間のうちの約 2 年半の間ないし 3 年間

申立期間にA社で勤務した記憶があるので、年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、同事業所に係る記録は無いとの回答を受けた。

しかし、申立期間に病気の際、事業主の妻から、「保険があるから病院に行きなさい。」と言われたことを覚えており、健康保険に加入していれば、厚生年金保険にも加入していたはずである。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の回答から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は昭和 61 年 5 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、事務担当者の連絡先も不明であることから、これらの者に申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録がある者のうち、複数の者が、「A社では、厚生年金保険に加入していない従業員がいた。」旨陳述している上、これらの者が同僚として名前を挙げた者のうち、複数の者については、同被保険者名簿において被保険者記録が確認できないことから、申立期間当時、同事業所は、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14382（大阪厚生年金事案 3403 及び 7058 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月から27年3月まで

A事業所に勤務した期間（昭和25年4月から27年12月まで）に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとして、過去2回、年金記録確認大阪地方第三者委員会（当時）に年金記録の訂正を申し立てたが、いずれの申立てにおいても記録の訂正が必要とは認められなかった。

今回、日本年金機構から年金記録の再確認はがきが届いたことにより、B社に1年近く勤務し、C業務などに従事したことを思い出した。同社とA事業所のどちらに先に勤めたかははっきり記憶していないが、B社がD市E区付近に有ったことを記憶しており、同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、過去2回に渡り、申立期間を含む昭和25年4月から27年12月までの期間に、A事業所に勤務したとする申立てを行っているが、当該期間に係る申立てについては、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できるが、i) 同事業所の事業主の子で、当該期間当時は同事業所の従業員であった者が、申立人に係る保険料控除等については不明であるとしている、ii) 同事業所は、厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和27年4月1日であり、当該期間のうち、同日までは適用事業所でない、iii) 申立人が名字を記憶しているとする同僚3人からは、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができないなどとして、既に年金記録確認大阪地方第三者委員会の決定に基づき、平成21年6月12日及び22年7月16日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間について、A事業所とは別事業所であるB社に勤務したと主張しているが、日本年金機構の記録によると、申立人が同事業所の所在地として記憶する住所の近辺に、同事業所と名称が一致する厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

一方、昭和32年当時の住宅地図を見ると、申立人がB社の所在地として記憶する住所には、F社という事業所名が記載されており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間とは異なるものの、申立人が「自身と同じ小学校及び中学校を卒業した1学年ないし2学年先輩の同僚」として記憶する者と同姓で同年代の者に係る被保険者記録が確認できることを踏まえると、申立人がB社として記憶する事業所は、F社であると考えるのが妥当である。

しかしながら、F社は、昭和50年8月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、当該事業主の後を引き継いで38年11月に事業主となった者（以下「後任の事業主」という。）は、「会社は既に解散し、書類等は全く残っていない。」旨回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、前述の申立人が先輩の同僚として記憶する者と同姓の者は既に死亡している上、前述の被保険者名簿において、昭和23年2月1日から27年5月末日までに被保険者資格を取得した者のうち、12人から回答が得られたが、いずれの者も申立人を記憶しておらず、これらの者からもF社における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況等を確認することはできなかった。

さらに、前述の被保険者名簿において、昭和23年2月以降の被保険者資格の取得状況を見ると、単独で被保険者資格を取得している者はほとんど見当たらない一方、同年2月1日付けで16人、同年8月1日付けで7人、24年5月1日付けで13人、25年3月15日付けで12人、同年10月1日付けで9人、26年4月1日付けで5人及び27年2月1日付けで4人と、複数の者が同日に被保険者資格を取得している状況が見受けられるところ、これについて、前述の後任の事業主は、「従業員をまとめて採用したのではなく、採用のたびに資格取得の手続を行うのが煩雑なので、まとめて手続を行っていたと思う。また、3か月の試用期間があったので、人によっては、入社後3か月以上遅れて厚生年金保険に加入する場合があったかもしれない。ただし、加入手続をする前は、給料から保険料を控除することはなかったと思う。」旨陳述している。

加えて、前述の回答が得られた12人のうち、複数の者が、「申立期間当時、同時に多数の従業員を採用することはほとんどなかった。」旨陳述している上、前述の被保険者名簿において、昭和25年10月1日付けで、資格を取得している9人のうちの1人は、「自身は昭和25年4月に入社しているが、ほかに同期入社した者が3人いた。最初の半年間は試用期間で、その期間に保険料は控

除されなかったと思う。」旨陳述しており、同人及び同人が同期入社したとする3人以外にも、異なる入社日の者が同年10月1日に資格を取得していると考えられることから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間に係る健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料をF社の事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 31 年 8 月 1 日まで

平成 7 年 3 月に年金受給の手続を行った際に、A 事業所について、昭和 31 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したとする記録となっていたが、当時、事業主が同日を資格取得日として届け出たか否かについて確認する資料が無く、当時の同僚の連絡先も不明であったため、そのままになっていた。

しかし、平成 22 年頃、社会保険事務所（当時）から、新たに A 事業所における昭和 26 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険の加入記録が見付かったとの連絡が有り、当該期間については、記録が統合されたが、申立期間に係る加入記録については見付からないとの回答を受けた。

その後、A 事業所の同僚の一人と連絡が取れ、申立期間当時に私が同事業所に勤務していたこと、及び同人が当該期間の一部である昭和 27 年 11 月 1 日から 31 年 11 月 28 日までの期間に係る年金を受給していることについて陳述してもらえることとなったので、今回の申立てを行うこととした。併せて同事業所の従業員と職場で撮影した写真 2 枚を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 事業所の同僚と一緒に撮影したとする写真及び複数の同僚の陳述から、申立人が、申立期間に同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が自身と同期入社したと記憶する者を含む複数の者の被保険者記録についても、申立期間前後に被保険者期間の空白がみられるところ、一人は、「申立

人の申立期間の保険料控除について記憶に無い。また、申立人のことを覚えているが、申立人の保険料控除まではよく分からない。」旨陳述しており、そのほかの者も死亡のため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除の状況及び同事業所における厚生年金保険の取扱いについて陳述を得ることはできない。

また、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡している上、同事業所の事業を継ぎ、廃業当時に事業主だったとする者は、「平成10年に廃業した際に全ての資料を廃棄処分したので、申立人の申立期間における保険料控除の状況は不明である。また、申立期間当時、A事業所において事務員であった二人にも確認したが、いずれの者も申立人の申立期間における保険料控除の状況について記憶していなかった。」旨陳述しており、これらの者からも申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することはできなかった。

さらに、申立人については、前述の被保険者名簿において、昭和26年2月1日から同年4月1日までの期間及び31年8月1日から35年7月26日までの期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できるが、これらの期間に係る加入記録は、それぞれ別の厚生年金保険被保険者記号番号によって管理されており、記録の訂正が行われた等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14384（奈良厚生年金事案 1052 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 10 月から 29 年 1 月 18 日まで
② 昭和 29 年 2 月 1 日から 30 年 12 月 1 日まで
③ 昭和 32 年 1 月 1 日から同年 3 月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとして、年金記録確認奈良地方第三者委員会（当時）に年金記録の訂正を申し立てたが、いずれの期間についても記録の訂正が必要とは認められなかった。

しかし、最近、日本年金機構から「年金記録確認のお願い」はがきが送付されてきたので、再申立てを行うこととした。

今回、再申立てを行うに当たって新たな資料等はないが、昭和 28 年 10 月から 32 年 3 月までA社に勤務しており、同社を辞めてもいないのに途中で厚生年金保険の加入記録が抜けているとは考えられず、入社から退職までの全ての期間に係る加入記録が有ってしかるべきであるので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人と同時期にA社に入社したとする同僚が、同社には入社後3か月の試用期間があったと陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が自身と同時期（昭和 28 年 10 月）に入社したとする複数の同僚の厚生年金保険の資格取得日が申立人と同時期の昭和 29 年 1 月であることが確認できることなどを理由として、既に年金記録確認奈良地方第三者委員会の決定に基づき、平成 23 年 2 月 23 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間②に係る申立てについては、i) 同僚の陳述から申立人の当該期間

における継続勤務を推認することができないこと、ii) 当該期間にA社において厚生年金保険被保険者記録が有る者のうち、複数の者の記録には、申立人と同様、複数回に渡って被保険者資格の取得及び喪失記録が確認できること、iii) 同僚の一人が、「従業員の中には、何度も厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失を行う者が複数いた。」旨陳述していることなどを理由として、既に年金記録確認奈良地方第三者委員会の決定に基づき、平成23年2月23日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間③に係る申立てについては、同僚の一人が、「A社には、申立人より長く勤務したと思う。」と陳述しており、申立人も「当該同僚より先にA社を退職した。」と陳述しているところ、前述の被保険者名簿によると、当該同僚のA社における資格喪失日は昭和32年2月1日、申立人の資格喪失日は同年1月1日と記録されており、社会保険事務所（当時）の記録が各人の陳述と符合していることから、申立人の当該期間における勤務実態を推認することができないことなどを理由として、既に年金記録確認奈良地方第三者委員会の決定に基づき、平成23年2月23日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和28年10月にA社に入社し、32年3月まで同社に継続して勤務していたので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨主張しているものの、申立人から新たな資料等の提出は無く、当該期間のうちいずれかの期間に同社で被保険者記録が有る者に対する照会等を行ったが、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる陳述及び周辺事情は得られなかった。

このほか、年金記録確認奈良地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 12 月 1 日から 9 年 2 月 1 日まで
② 平成 9 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで

年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①と、B社に勤務した申立期間②の標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低い旨の回答をもらった。

A社とB社は事業主が同一の関連会社であり、申立期間①及び②を通じて同じ場所で同じ業務に従事していた。

複数の給与明細表から、申立期間①及び②に年金事務所の記録より高い給与が支給されていたことが確認できるので、これらの期間に係る標準報酬月額を給与支給額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成 5 年 6 月及び同年 7 月、同年 10 月から 6 年 1 月までの期間、同年 3 月から同年 7 月までの期間、同年 12 月、7 年 2 月から 9 年 1 月までの期間については、申立人から提出された当該期間に係る給与明細表及び申立人が退職時に事業所から受け取ったとする自身に係る賃金台帳兼源泉徴収簿（平成 8 年分及び 9 年分）から、各月の給与支給額は、それぞれ年金事務所が記録する標準報酬月額を上回っているものの、各月の厚生年金保険料

控除額は、年金事務所が記録する標準報酬月額に基づく保険料額と一致又はこれを下回っていることが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成5年1月から同年5月までの期間、同年8月、同年9月、6年2月、6年8月から同年11月までの期間及び7年1月については、申立人から提出された源泉徴収票（平成5年、6年及び7年）及び市民税・県民税特別徴収税額通知書（平成6年度、7年度及び8年度）により、当該期間における社会保険料控除額が、それぞれ年金事務所が記録する標準報酬月額に基づく健康保険料、厚生年金保険料及び給与明細表等により推測される雇用保険料を合算した額とおおむね符合していることが確認できる。

さらに、申立期間①のうち、平成4年12月については、申立人は給与明細表及び源泉徴収票等を所持しておらず、A社も賃金台帳等を保管していない旨回答しており、申立人の主張する報酬月額及び保険料控除額を確認することはできない。

加えて、申立期間②については、申立人から提出された給与明細表（平成9年2月分）及び前述の賃金台帳兼源泉徴収簿（平成9年分）により、当該期間に係る給与支給額は、年金事務所が記録する標準報酬月額を上回っているものの、厚生年金保険料控除額は、年金事務所が記録する標準報酬月額に基づく保険料額を下回っていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額の記録に、遡及して訂正された事跡等、不自然な点は認められない上、いずれの期間についても、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14386（大阪厚生年金事案 3779 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 31 年 5 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かったので、年金記録確認大阪地方第三者委員会（当時）に年金記録の訂正を申し立てたが、記録の訂正が必要とは認められなかった。

今回、新たに申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことについて陳述してくれる方が見付かったので、再調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の同僚及び申立人の同級生の陳述から判断して、申立人が申立期間も同社に勤務していたことは推認できるが、i) 同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿の記録において既に解散していること、ii) 元事業主は既に死亡しており、同人の妻及び同僚からも申立人の申立期間における保険料控除がうかがえる具体的な陳述が得られないこと、iii) 申立人は、申立期間当時は同社で唯一の勤労学生であったとしているところ、同社では、申立人の勤務時間がほかの従業員より短かったために、厚生年金保険に加入させていなかったことが考えられることなどを理由として、既に年金記録確認大阪地方第三者委員会の決定に基づき、平成 21 年 8 月 3 日付けで、年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「新たに申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことについて、陳述してくれる方が見付かった。」とした上、当該陳述人が作成したとする証明書の写しを新たな資料として当委員会に提出しているところ、当該陳述人は、「申立人から、年金の件で困っているので証明書

を書いてほしいと頼まれた。申立人がA社に勤務していたことは覚えていても、具体的な勤務期間までは覚えていないし、当時は私自身も年金に興味が無かったのに、申立人の給与明細書を見るはずがない。」旨陳述しており、当該証明書をもって、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

このほかに、年金記録確認大阪地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14387（大阪厚生年金事案 6531 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 6 日から 35 年 1 月 6 日まで

前回、A社には申立期間も勤務しているにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 35 年 1 月 6 日となっていることから、年金記録確認大阪地方第三者委員会（当時。以下「大阪委員会」という。）に記録の訂正を申し立てたが認められなかった。

今回、i) 父の知り合いであったA社で勤務していた女性の紹介で昭和 33 年に入社したが、しっかりした人の紹介なので入社時から厚生年金保険に加入させるはずであること、ii) 入社後すぐに仕事を覚えたので見習期間は無かったこと、iii) 同年 6 月頃のB業務の帰りに、同僚と二人で通勤路途中にC業務を手伝ったこと、iv) 34 年に仕事中に被災をし、会社の近くの病院で治療するために、同社の事務員から健康保険被保険者証を受け取ったことなど、申立期間当時の確かな記憶を新たな事情として提出するので、もう一度審議の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の陳述から、期間は特定できないものの、申立人は、申立期間当時、A社に在職していたことが考えられるが、i) 同社の複数の同僚の陳述から、申立期間当時、同社においては試用期間又は見習期間があり、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえること、ii) 申立人は、自身の妹も同社に勤務していたと陳述しているところ、妹の同社における厚生年金保険の加入記録は見当たらないこと、iii) 当時の事業主は死亡している上、複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除に係る陳述を得ることができないことなどから、既に大阪委員会の決定に基づき、平成

22年6月4日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、申立期間当時の出来事に関する確かな記憶を新たな事情として提出するので、再審議してほしいと申し立てている。

しかしながら、申立人が、A社への入社を紹介してもらったとしている女性について、同社における厚生年金保険の加入記録が確認できない上、申立人は、一緒にC業務を手伝ったとする同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、新たに連絡先の判明した複数の同僚に照会したが、いずれも申立人の入社時期は記憶しておらず、申立人の申立期間における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料控除に係る陳述を得ることができない上、オンライン記録により、そのうち一人の同僚のA社における厚生年金保険の加入記録を見ると、当該同僚が記憶している入社時期よりも、二年半近く遅れて被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、「昭和34年に被災し、A社の事務員から健康保険被保険者証を受け取り、病院に通院した。」と主張しているが、当該事務員の連絡先は不明である上、申立人は当該病院名を記憶しておらず、当該主張を確認することができない。

そのほかに大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（和歌山）厚生年金 事案 14388（和歌山厚生年金事案 197 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 33 年 2 月 21 日まで
社会保険事務所（当時）にA社での厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を受給していると回答があった。私は、脱退手当金の請求手続をしたことも、受け取った覚えも無いので、年金記録確認和歌山地方第三者委員会（当時）に記録の訂正を申し立てたが、認められなかった。
今回の申立てに当たり、新たな資料等は無いが、再度調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立期間の脱退手当金が支給されたことが記録されていること、ii) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページに記載されている被保険者 15 人全員に脱退手当金が支給されており、その中の 1 人は、「私自身は申請手続をしていないが、会社が手続を行い、脱退手当金は兄が受け取っていたことが後で分かった。」と陳述していること、iii) オンライン記録によると、申立事業所において脱退手当金の受給資格を有する女性被保険者の退職者 133 人のうち 130 人が脱退手当金の支給を受けたとされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われていた可能性が高いこと、iv) 申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る被保険者の資格喪失日から約 2 か月後の昭和 33 年 4 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなことなどから、年金記録確認和歌山地方第三者委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 11 日付けで、年

金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、「新たな資料等はないが、私は、脱退手当金の請求手続をしたことも、受け取った覚えも無いので、調査してほしい。」と前回と同様の主張をしているが、当該主張は年金記録確認和歌山地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。